

高等学校等の授業料について

(高等学校等就学支援金のお知らせ)

福岡県

高等学校等の授業料について、世帯年収が910万円未満程度(※)の場合、高等学校等就学支援金の支給を受けることができます。

就学支援金は、授業料に充てられ、公立高等学校等は実質無償、私立高等学校等は軽減が図られます。

※ 保護者の一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合の目安です。

※ 専攻科は、世帯収入が380万円未満程度の場合、授業料に係る支援が受けられます。

■支給額(授業料に充てる額)は・・・?

〔公立〕

全日制(月額)		9,900円
定時制(月額)	単位制以外	2,600円または2,700円
	1年で履修する単位制	130円/1単位あたり
	半年で履修する単位制	260円/1単位あたり
通信制(年額)		300円/1単位あたり
専攻科(月額)	年収目安270万円未満	9,900円
	年収目安270~380万円未満	4,950円

〔私立〕

全日制(月額)	年収目安590万円未満	33,000円
	年収目安590~910万円未満	9,900円
通信制(年額)		4,812円/1単位あたり(基準額)
専攻科(月額)	年収目安270万円未満	35,600円
	年収目安270~380万円未満	17,800円

■就学支援金の支給を受けるには・・・?

高等学校等入学後、各学校での手続きが必要となります。

申請書の配布や、手続きについての詳しい説明は、入学後、各学校で行います。

なお、申請手続きに当たっては、原則としてマイナンバーカードの写し(マイナンバーが表示された住民票でも可)が必要です(※)。

※ 生活保護(生活扶助)を受給されている方やマイナンバーカードの写しの提出が困難である場合には、生活保護受給証明書や課税証明書(課税標準額や市町村民税の調整控除額等が分かるもの)が必要です。

このほかにも、教育費の支援制度がありますので、詳しくは福岡県のホームページをご覧ください。
トップページ>教育・分化・スポーツ>教育行政>教育施策>教育費の支援制度のお知らせ

公立高校等担当・・・

福岡県教育庁財務課学校予算係

092-643-3866

私立高校等担当・・・

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課私学第三係

092-643-3139